

沿岸広域振興局長告示第57号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、指定一般相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成24年8月7日

沿岸広域振興局長 齋藤 淳夫

1 地域移行支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0332900026	社会福祉法人 大洋会 相談支援事業所 四季	上閉伊郡大槌町小槌第27地割34番地1 シーサイドタウンマスト2階	社会福祉法人大洋会	平成24年7月1日

2 地域定着支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0332900026	社会福祉法人 大洋会 相談支援事業所 四季	上閉伊郡大槌町小槌第27地割34番地1 シーサイドタウンマスト2階	社会福祉法人大洋会	平成24年7月1日